

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑名市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

桑名市長

## 公表日

令和5年8月22日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所







5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)  : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六條の四において準用する介護保険法第三十六條第一項(同法第四十條第三項において準用する場合を含む。)、第三十八條第一項又は第四十一條第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)  : 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)  : 第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)  : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)  : 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項)  : 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項)  : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項)  : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療課
②所属長の役職名	保健医療課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名・口座特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険被保険者、擬制世帯主および旧国保資格該当者のうち、個人番号を有する者
その必要性	対象者の情報を一元的に管理し、必要に応じて使用するため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 口座情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号及び4情報(氏名、性別、生年月日、住所) : 本人確認に必要があるため。</li> <li>・その他識別情報(内部番号) : 個人番号との突合に必要があるため。</li> <li>・連絡先(電話番号等) : 国民健康保険加入者への連絡に必要があるため。</li> <li>・その他住民票関係情報 : 国民健康保険加入者の世帯情報等を把握するため。</li> <li>・口座情報 : 口座振替による納付の確認等に必要があるため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保健医療課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳システム )								
③使用目的 ※	公平・公正かつ効率的な国民健康保険に関する事務を行うために、正確かつ迅速に個人を特定する必要があるため。								
④使用の主体	使用部署	保健医療課、税務課、債権管理課							
	使用者数	[ 50人以上100人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険に関する事務において、本人特定を行う。</li> <li>・帳票作成時において、通知書に送付先を出力する。</li> </ul>								
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名特定個人情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと宛名・口座特定個人情報ファイルを突合する。</li> <li>・本人確認書類を用いて本人確認を行う際に、提示を受けた本人確認書類と宛名・口座特定個人情報ファイルを突合する。</li> </ul>								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	システムの保守等業務委託	
①委託内容	システムの保守、アプリケーションの保守、利用者支援等	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ中部支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無

[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件

[  ] 行っていない

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。  
サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。

## 7. 備考

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険被保険者、擬制世帯主および旧国保資格該当者のうち、個人番号を有する者
その必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険事務における本人確認のため。</li> <li>納税(納入)通知書等への個人番号出力のため。</li> <li>医療保険給付関係情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため。</li> </ul>
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="radio"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="radio"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="radio"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他識別情報(内部番号) : 「宛名・口座特定個人情報ファイル」に収録されている個人番号との場合に必要があるため。</li> <li>地方税関係情報 : 対象者の所得割額の算出、各種所得判定の必要があるため。</li> <li>健康・医療関係情報 : 療養の給付事務において使用する必要があるため。</li> <li>医療保険関係情報 : 療養の給付事務において使用する必要があるため。</li> <li>雇用・労働関係情報 : 非自発的失業者軽減措置において使用する必要があるため。</li> <li>年金関係情報 : 退職被保険者資格管理において使用する必要があるため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保健医療課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 税務課、福祉総務課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 医療保険者 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 医療保険者 ) <input type="checkbox"/> その他 ( 三重県国民健康保険団体連合会 )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )								
③使用目的 ※	国民健康保険被保険者の資格管理・賦課管理・医療保険給付管理において必要であるため。								
④使用の主体	使用部署	保健医療課、税務課、債権管理課							
	使用者数	[ 50人以上100人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<p>【国民健康保険の資格に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所情報等から国民健康保険への加入・喪失の手続きを行う。</li> </ul> <p>【国民健康保険税の賦課に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所・世帯情報や所得額情報等から、保険料額を賦課決定する。</li> </ul> <p>【国民健康保険の給付に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得額情報等から保険給付割合や高額療養費等限度額区分の判定を行い、給付額を決定する。</li> </ul> <p>【国民健康保険の特定健診に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所情報等から、国民健康保険被保険者に対し、特定健診受診券及び受診結果通知を送付する。</li> </ul>								
情報の突合	上記の国民健康保険事務において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件	
委託事項1	システム運用に係るバッチ業務委託	
①委託内容	保険税当初計算処理、異動計算処理、納税通知書作成、各種統計帳票作成処理および封入封緘作業	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ中部支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	システムの運用・保守等業務	
①委託内容	システムの運用・保守、アプリケーションの保守、利用者支援等	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ中部支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</li> <li>なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</li> </ul>	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	三重県国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑥再委託事項	資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 23 ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 移転を行っている ( 2 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二
②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第二で規定された事務
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者、擬制世帯主および旧国保資格該当者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度

<b>移転先1</b>	戸籍・住民登録課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条 11
②移転先における用途	住民票に国民健康保険加入情報の記載を行うため。
③移転する情報	住民の国民健康保険加入情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	日次連携
<b>移転先2</b>	税務課、債権管理課
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)
②移転先における用途	市税徴収管理に関する事務で利用
③移転する情報	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者、擬制世帯主および旧国保資格該当者のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	毎年当初の国民健康保険税の課税額決定時と納税義務者の変更時
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
<b>7. 備考</b>	



**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

(1) 宛名・口座特定個人情報ファイル

(宛名情報)

1.削除区分 2.宛名番号 3.シーケンス番号 4.改製番号 5.履歴番号 6.履歴区分 7.個人法人区分 8.宛名番号枝番 9.宛名種類 10.住民区分 11.外国人区分 12.法人コード前 13.法人コード後 14.世帯番号 15.順位 16.法人グループコード 17.法人種別 18.市内市外区分 19.住所コード 20.自治省コード 21.郵便番号 22.大字コード 23.支所コード 24.地区コード 25.行政区コード 26.自治会加入区分 27.組・家並コード 28.準世帯コード 29.小学校区コード 30.中学校区コード 31.甲乙区分 32.地番コード・本番 33.地番コード・枝番 34.地番コード・末番 35.住所編集判定区分 36.方書コード 37.漢字住所編集判定 38.都道府県名漢字 39.市区町村名漢字 40.町名漢字 41.小字名漢字 42.漢字編集済番地 43.漢字方書 44.住所カナ 45.方書カナ 46.カナ氏名 47.漢字宛名氏名 48.検索用漢字宛名氏名 49.漢字宛名氏名文字オーバー判定 50.カナ氏名2 51.漢字宛名氏名2 52.濁点なしカナ氏名 53.生年月日(和暦) 54.生年月日(西暦) 55.性別 56.第一続柄 57.混合用続柄 58.家族判定・判定 59.家族判定・順位 60.住民日 61.住民日届出日 62.住民日事由 63.非住民日 64.非住民日届出日 65.非住民日事由 66.転出確定日 67.住記ネット番号 68.世帯電話番号 69.世帯有線番号 70.個人電話番号 71.FAX番号 72.世帯E-MAILアドレス 73.個人E-MAILアドレス 74.配偶者個人コード 75.有効開始日 76.異動届出日 77.異動事由 78.税異動事由 79.税異動年月日 80.税用住民区分 81.除票判定 82.転入前住所判定

(個人番号管理)

83.削除区分 84.宛名番号 85.履歴番号 86.個人番号

(法人番号管理)

87.削除区分 88.宛名番号 89.履歴番号 90.法人番号

(口座情報)

91.宛名番号 92.税目(内部) 93.履歴シーケンス 94.税目(表示) 95.異動事由 96.異動年月日 97.銀行コード(本店) 98.銀行コード(支店) 99.口座種別 100.口座番号 101.口座名義人名カナ 102.口座名義人名漢字 103.有効開始年月(口座) 104.有効終了年月(口座) 105.口座申込日 106.振替区分 107.受付番号

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### (2) 国民健康保険特定個人情報ファイル

#### (資格)

1.宛名番号,2.記号番号,3.住記世帯番号,4.国保番号,5.世帯員番,6.国保有無判定,7.国保資格区分,8.本来取得日,9.取得日,10.取得事由,11.取得届出日,12.喪失日,13.喪失事由,14.喪失届出日,15.国保続柄,16.退職有無判定,17.退職本人被扶養区分,18.該当日,19.該当事由,20.該当届出日,21.非該当日,22.非該当事由,23.非該当届出日,24.退職本人宛名番号,25.退職続柄,26.退職年金制度,27.退職年金種別,28.退職年金期間,29.退職年金受給月,30.学遠区分,31.学遠該当日,32.学遠非該当日,33.学遠有効期限,34.住記自動更新不可判定,35.保険証表示順,36.旧記号番号,37.全部一部判定,38.異動事由,39.異動日,40.届出日,41.届書NO.,42.届書NO.内シーケンス

#### (資格履歴)

43.宛名番号,44.履歴SEQ,45.記号番号,46.住記世帯番号,47.国保番号,48.世帯員番,49.国保退職区分,50.国保退職資格区分,51.得喪区分,52.得喪年月日,53.得喪事由,54.国保続柄,55.退職本人宛名番号,56.退職続柄,57.学遠区分,58.異動日,59.届出日,60.異動のくくりNo.

#### (短期資格証)

61.宛名番号,62.履歴SEQ,63.記号番号,64.短期・資格証区分,65.短期・資格証判定,66.短期証期間,67.資格証交付番号,68.該当日,69.有効期限,70.非該当日

#### (賦課)

71.年度,72.国保番号,73.履歴SEQ,74.賦課番号,75.履歴管理番号,76.共通番号,77.減免番号,78.軽減番号,79.記号番号,80.通知書番号,81.任意番号1,82.任意番号2,83.主宛名番号,84.特普区分,85.特徴開始年月,86.特徴終了年月,87.賦課期日,88.保険料,89.前年度保険料,90.前年度保険料(再計算),91.決定賦課額,92.決定賦課額(退職),93.増減,94.異動事由,95.区分1,96.異動事由1,97.区分2,98.異動事由2,99.区分3,100.異動事由3,101.区分4,102.異動事由4,103.区分5,104.異動事由5,105.最終異動日,106.届出日,107.異動有無

#### (課税根拠)

108.年度,109.国保番号,110.国保区分,111.退職区分,112.課標区分,113.履歴SEQ,114.履歴管理番号,115.共通番号,116.課税根拠,117.所得合計,118.所得課標,119.所得合計本文,120.所得課標本文,121.資産課標,122.被保数表示,123.擬制表示,124.軽減区分表示,125.減免表示値区分,126.所得割額,127.所得割本文,128.資産割額,129.均等割額,130.平等割額,131.均等割軽減額,132.平等割軽減額,133.平等割半額,134.限度超過額,135.激変緩和額1,136.激変緩和額2,137.激変緩和額3,138.端数,139.月割減額,140.賦課額,141.暫定額(当初),142.暫定額,143.月別被保数,144.被保数4月1日,145.被保数4月,146.被保数5月,147.被保数6月,148.被保数7月,149.被保数8月,150.被保数9月,151.被保数10月,152.被保数11月,153.被保数12月,154.被保数1月,155.被保数2月,156.被保数3月,157.軽減判定用所得,158.軽減判定用所得(暫定処理用),159.前納報奨金

#### (調定)

160.国保番号,161.国保区分,162.退職区分,163.履歴SEQ,164.履歴管理番号,165.共通番号,166.会計年度,167.通知書番号,168.期別項目,169.特普区分,170.期別,171.期別額

#### (所得)

172.年度,173.宛名番号,174.履歴SEQ,175.所得番号,176.履歴管理番号,177.共通番号,178.所得合計(個人),179.所得課標(個人),180.基礎控除,181.専従者控除額,182.給与所得,183.年金所得,184.給与割増控除,185.年金割増控除,186.本文方式所得合計,187.本文方式所得課標,188.軽減判定用所得(個人),189.主所得区分,190.申告区分,191.非課税区分,192.異動事由,193.区分,194.異動事由,195.所得更正日,196.届出日,197.異動日,198.異動有無

#### (所得区分)

199.年度,200.宛名番号,201.履歴SEQ,202.履歴管理番号,203.共通番号,204.所得区分,205.所得金額

#### (資産税)

206.年度,207.宛名番号,208.履歴SEQ,209.資産番号,210.共有持ち分判定,211.資産税額,212.資産税額(共有分の内訳),213.資産税額,214.資産税額(土地),215.資産税額(家屋),216.資産税額(償却),217.資産税額(その他),218.異動事由,219.区分,220.異動事由,221.資産更正日,222.届出日,223.異動日,224.異動有無,225.マスタ現在日

#### (レセプト)

226.記号番号,227.宛名番号,228.医療機関番号,229.診療科目,230.取扱番号,231.取扱年月,232.明細書一連番号,233.ファイル区分,234.診療年月日

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)国民健康保険特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【住民からの情報の入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の個人番号カード又は通知カード及び番号法、番号法施行令、番号法施行規則に定める身分証明書等を用いた確認を厳格に行う。</li> </ul> <p>【庁内他システムからの情報の入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手元のファイルに登録された情報より作成されており、目的外の入手が行われるリスクを防止する措置が講じられている。</li> </ul> <p>【他部署及び他機関からの情報の入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号及び対象者の4情報（氏名、性別、生年月日、住所）を正確に記載した書面を用い、所属長の決裁を受けた後に照会を行う。</li> </ul> <p>・特定個人情報の入手は、番号法、地方税法及びその他地方税に関する法律で定められた範囲に限定し、範囲を逸脱して特定個人情報を入手しないことを徹底する。</p> <p>・個人情報が記載されている印刷物等が不要となった場合は、シュレッダー処理を行う。</p> <p>・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。</p> <p>【国保連合会からの情報の入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCにおける措置</li> <li>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</li> </ul> <p>*：ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;桑名市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名・口座システムは、個別業務で管理する特定個人情報を保持しない。</li> <li>・アクセス権限発効者以外から特定個人情報の要求があった場合は、紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行う。</li> <li>・その他のシステムへの特定個人情報の連携は、必要な情報との紐付けは行わないようシステムでアクセス制御を行う。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> </ul> <p>*：ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である

		3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている                      2) 行っていない	
具体的な管理方法	<桑名市における措置> ・利用する必要がある職員、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDと生体認証による認証を行っている。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。  <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が入力されることによるリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。		
その他の措置の内容	<桑名市における措置> ・従業者が事務外で使用されるリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。  ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。  <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・特定個人情報に係る秘密の保持</li> <li>・特定個人情報の安全管理と責任体制の整備</li> <li>・作業従事者に対して教育の実施</li> <li>・特定個人情報の返還、廃棄又は消去</li> <li>・特定個人情報の取扱いの状況の点検の実施</li> <li>・必要に応じて立入調査等</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化</li> <li>・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄</li> <li>・従業者に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等</li> </ul> </li> <li>・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</li> </ul>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;桑名市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報保護管理体制の確認</li> </ul> <p>委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> </ul> <p>作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。</p> <p>閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。</p> <p>閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。</p> <p>閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> </ul> <p>契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</p> <p>委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</p> <p>&lt;国保連合会における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを三重県国民健康保険団体連合会委託のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。</li> <li>・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に保護責任者・情報セキュリティ責任者の承認を得る。</li> <li>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> </ul>		



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている              2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。</p> <p>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは、本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ、認められた相手にしか提供・移転できないよう、システムの仕組みとして担保される。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。  (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。  (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏え</li> </ul>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			

	再発防止策の内容	
その他の措置の内容	データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは保管・施錠している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		



<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    ] 十分に行っている                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;桑名市に関する教育・啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係職員(任用された会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。</li> <li>・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。</li> <li>・全庁的にeラーニングシステムでセキュリティに係る研修を行っている。</li> </ul> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修</li> <li>・教育頻度:年間1回程度</li> <li>・教育方法:集合教育</li> <li>・教育対象:職員および嘱託員</li> <li>・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 総務課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1131
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	保健福祉部 保健医療課 保険年金室 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1174
②対応方法	電話による対応を受け付ける。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年8月22日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月9日	評価実施期間における担当部署	保険年金課長 米澤 末郎	保険年金課長 内田 貴久	事後	
平成29年5月15日	評価書名	国民健康保険税賦課に関する事務 重点項目評価書	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書	事前	名称の変更
平成29年5月15日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	桑名市は、国民健康保険税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	桑名市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	名称の変更
平成29年5月15日	I 1. ①事務の名称	国民健康保険税賦課に関する事務	国民健康保険に関する事務	事前	名称の変更
平成29年5月15日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1～4まで記載	システム5 次期国保総合システムおよび国保情報集約システムを追加	事前	重要な変更
平成29年5月15日	I 4. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一16、30の項	番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事前	事前通知事項に該当しない主務省令改正等に伴う根拠法令の修正

平成29年5月15日	I 5. ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) :第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) :第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、120の項)	事前	事前通知事項に該当しない主務省令改正等に伴う根拠法令の修正
平成29年5月15日	I 6. ②所属長	保険年金課長 内田 貴久	保険年金課長 森 浩木	事後	
平成29年5月15日	II (2)2. ①記録される項目 主な記録項目 ・識別情報		個人番号を追加	事前	重要な変更
平成29年5月15日	II (2)3. ①入手元 その他		三重県国民健康保険団体連合会を追加	事前	重要な変更
平成29年5月15日	II (2)3. ①入手方法		専用線を追加	事前	重要な変更
平成29年5月15日	II (2)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項	委託事項1~2まで記載	委託事項3 資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務を追加	事前	重要な変更
平成29年5月15日	III 2. リスク:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		【国保連合会からの情報の入手】を追加	事前	重要な変更
平成29年5月15日	III 3. リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容		<桑名市における措置>(タイトル)を追加 <国保総合PCにおける措置>を追加	事前	重要な変更

平成29年5月15日	Ⅲ3. リスク2: 権限のない者によって不正使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法		<桑名市における措置>(タイトル)を追加 <国保総合PCにおける措置>を追加	事前	重要な変更
平成29年5月15日	Ⅲ3. リスク2: 権限のない者によって不正使用されるリスク その他の措置の内容		<桑名市における措置>(タイトル)を追加 <国保総合PCにおける措置>を追加	事前	重要な変更
平成29年5月15日	Ⅲ4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先における特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	再委託していない	十分に行っている	事前	重要な変更
平成29年5月15日	Ⅲ4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先における特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法		再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。	事前	重要な変更
平成29年5月15日	Ⅲ4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<桑名市における措置>(タイトル)を追加 <国保連合会における措置>を追加	事前	重要な変更
平成29年5月15日	Ⅲ9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		<桑名市における措置>(タイトル)を追加 <国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> <サイバーセキュリティに関する教育・啓発>を追加	事前	重要な変更
平成30年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民年金特定個人情報の提供・移転 移転先1	市民課	戸籍・住民登録課	事後	
平成30年8月31日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保険年金課	保健医療課	事後	

平成30年8月31日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 森 浩木	保健医療課長	事後	
平成30年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)宛名・口座特定個人情報ファイル 2. 基本情報 ⑥担当部署	保険年金課	保健医療課	事後	
平成30年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保険年金課	保健医療課	事後	
平成30年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	保険年金課、税務課、多度町総合支所住民福祉課、長島町総合支所住民福祉課	保健医療課、税務課、多度地区市民センター、長島地区市民センター	事後	
平成30年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ ①連絡先	保健年金課	保健医療課 保険年金室	事後	
令和1年8月23日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価書①実施日	平成30年6月21日	令和1年6月28日	事後	
令和2年8月31日	IV 開示請求、問合せ 1. 開示・訂正・利用停止請求①請求先	0594-24-1136	0594-24-1131	事後	
令和2年8月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和1年6月28日	令和2年8月31日	事後	

令和3年12月15日	I 基本情報1.特定個人情報ファイルの取り扱い事務②事務の内容	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。 )または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。 )(以下「支払基金等」という。 )に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。 )及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。 )が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	法令改正に伴う修正、オンライン資格確認等システム稼働に伴う記載項目の追加
令和3年12月15日	I 基本情報2.特定個人情報ファイルの取り扱い事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能		5. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを	事後	オンライン資格確認等システム稼働に伴う記載項目の追加
令和3年12月15日	I 基本情報3.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)宛名・口座特定個人情報ファイル3.特定個人情報の入手・使用④使用の主体 使用部署	保健医療課、税務課、多度地区市民センター、長島地区市民センター	保健医療課、税務課	事後	



令和3年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)宛名・口座特定個人情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	株式会社三重電子計算センター	株式会社日立システムズ中部支社	事後	
令和3年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託委託事項1 ③委託先名	株式会社三重電子計算センター	株式会社日立システムズ中部支社	事後	
令和3年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託委託事項2 ③委託先名	株式会社三重電子計算センター	株式会社日立システムズ中部支社	事後	
令和3年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転 提供先1	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転 提供先1①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)国民健康保険特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転 提供先1②提供先における用途	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年2月4日	V-1 ①実施日	令和2年8月31日	令和4年2月4日	事後	

令和4年9月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 宛名・口座特定個人情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	保健医療課、税務課	保健医療課、税務課、債権管理課	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 国民健康保険特定個人情報ファイル 4.特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	保健医療課、税務課	保健医療課、税務課、債権管理課	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 国民健康保険特定個人情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先?	税務課	税務課、債権管理課	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 国民健康保険特定個人情報ファイル 2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・地方税関係情報 : 対象者の所得割、資産割額の算出、各種所得判定の必要があるため。	・地方税関係情報 : 対象者の所得割額の算出、各種所得判定の必要があるため。	事後	
令和4年9月26日	Ⅲ リスク対策 (1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)国民年金特定個人情報ファイル 9. 従業員に対する教育・啓発具体的な方法	非常勤職員、臨時職員	会計年度任用職員	事後	
令和4年9月26日	V-1 ①実施日	令和4年2月4日	令和4年9月26日	事後	
令和5年8月22日	V-1 ①実施日	令和4年9月26日	令和5年8月22日	事後	